

## 学校法人聖隸学園役員の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、学校法人聖隸学園の寄附行為第39条の規定に基づき、役員の給料、手当、退職金及び旅費について必要な事項を定めることを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 役員とは別に定める聖隸学園役員規程に規定される次の者を言う。

#### (1)常任役員

##### (ア)専任理事

理事長、専務理事

##### (イ)常任理事

職務理事たる大学学長、中・高等学校校長及び学園宗教部総主任、法人事務局長 但し、法人事務局長は理事に選任された時に常任理事とする。

#### (2)兼任役員

理事のうち、常任理事及び非常勤理事以外の理事で、教職員から選任された理事。

#### (3)非常勤役員

##### (ア)理事(前1号及び前2号に規定した以外の理事)

##### (イ)監事

#### (4)執行役員

#### (5)学園長

### (給料)

第3条 専任理事の給料は国家公務員指定職俸給表に基づく別表1、2の定めるところにより支給する。

2. 学園長の給料は100,000円を支給する。

### (役員手当)

第4条 役員の手当は役員の種類により、別表3の定めるところにより支給する。ただし非常勤役員が支給を辞退する場合は、これを支給しないことがある。

### (期末手当・勤勉手当)

第5条 専任理事の期末手当・勤勉手当は聖隸学園給与規程第3章第7節の定めるところに準拠する。

### (その他の手当)

第6条 専任理事の扶養手当、通勤手当、住居手当は聖隸学園給与規程第2章第4節(扶養手当)、第3章第1節(通勤手当)及び第3節(住居手当)の定めるところに準拠する。

### (退職金の支給)

第7条 専任理事を退任した場合は本人に、死亡による退任の場合はその遺族に支給する。

### (退職金算定の対象期間)

第8条 専任理事の退職金の算定の基礎となる在職期間の計算は第2条の専任理事として引き続いた在職期間による。この場合、1年に満たない月数は6捨7入とし、1月に満たない日は切り捨てとする。

2. 専任理事となる者が一般職員から連続して在職する場合は、専任理事に就任する時点で別に定める聖隸学園職員退職金規程により一般職員としての退職金を精算し、退職金を支給するものとする。

## (退職金の計算方法)

第 9 条 専任理事の退職金は、退任時の給料月額をもとにして次の計算式により計算する。但し、専任理事退職金は退任時の給料月額の 36 カ月相当額を支給額の上限とする。  
 専任理事退職金＝退任時の給料月額×専任理事在任年数×功績倍率

2. 前項の功績倍率は 2.5 とする。

## (遺族への退職金支給)

第 10 条 第 7 条に規定する遺族は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 配偶者(婚姻の届出をしないが、専任理事の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む)
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で専任理事の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していた者。
- (3) 前号に掲げる者の他、専任理事の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していた親族。
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第 2 号に該当しない者。

2. 前項に掲げる者が退職金を受ける順位は同項各号の順により、第 2 号及び第 4 号に掲げる者のうちにあってはその掲げる順による。

## (旅費)

第 11 条 役員が業務のために出張する場合には、別に定める聖隸学園国内旅費規程若しくは国外旅費規程に従い旅費を支給する。

## (改廃)

第 12 条 この規程の改廃は、執行役員会の議を経て、評議員会の意見を聴いて理事会が行う。但し、専任理事の給与表 別表 2 は、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて、改定を行うものとする。

附則 この規程は 2020 年 4 月 1 日から施行する。

この規程の制定に伴い「学校法人聖隸学園役員給与規程」および「学校法人聖隸学園専任理事退職金規程」は廃止する。

附則 2023 年 11 月 24 日一部改定(別表 2、改定後の給料表は 2023 年 4 月 1 日より適用する。)

附則 2024 年 4 月 1 日一部改定(適用範囲)

附則 2024 年 5 月 23 日一部改定(学園長への支給を追加)

## 専任理事の給与表 別表 1

区分	任期	号給
理事長	1 期～2 期	5 号
	3 期～	6 号
専務理事		4 号

## 専任理事の給与表 別表 2

号給	給料月額
1	566,000 円
2	629,000 円
3	696,000 円
4	775,000 円
5	835,000 円
6	897,000 円

役員手当 別表 3

区分		手当額
常任役員	常任理事	月額 10,000 円
兼任役員		月額 10,000 円
非常勤役員	理事 監事	月額 10,000 円 月額 10,000 円
執行役員		月額 10,000 円